

情報館

「歯科診療所あおぞら」のごあんない

市では、次の内容で、歯科診療所を行っています。
ところ 所沢市歯科診療所あおぞら
〒359-0025 上安松1224-1
保健センター内/ ☎2995-1171

Table with 3 columns: 診療名, 対象者, 診療日時. Rows include 在宅要介護高齢者歯科診療, 知的障害児者歯科診療, 休日緊急歯科診療.

ダイオキシン類を削減し、ごみ焼却は止めましょー

家庭用のごみ焼却炉のほとんどは、燃焼温度が十分に上がらず、不完全燃焼を起こし、ダイオキシン類などの有害な物質が発生します。
平成14年12月からは、家庭や事業所などで使われてきた小型のごみ焼却炉について、燃焼温度を800℃

以上に保つバーナーや温度計等の設置が義務付けられ、これらの構造を満たさない焼却炉の使用が禁止されています。

近年では、庭先や畑などでの草木・剪定枝の焼却に苦情が寄せられていて、基準を満たさない焼却炉での焼却や、ドラム缶などでの焼却行為は、法令等により禁止されています。

個人での焼却はやめて、ごみはルールを守って出しましょう。
問い合わせ 環境対策課 ☎2998-9230 FAX2998-9195

街づくり協議会結成のお知らせ

所沢市街づくり条例第12条第1項の規定に基づき、協議会結成の届出がありましたのでお知らせします。
なお、この協議会は、街づくり条例に基づき届け出られた第1号の協議会となります。

名称 榑峰まちづくり協議会
活動目的 本地区は、里山に位置する特性や重要性に鑑み、周辺地域も含めた自然環境との共生を図りつつ、時代の要請に対応した将来にも向けたまちのあり方を見定め、市民計画を策定するとともに、都市計画的方策も併せて市と協働して道路、公園をはじめとする社会基盤の再構築、更新を図る他、生活環境、街並みの維持、向上のための榑峰協定にも代わるまちづくりのルールづくりを目指し、活動に当たっては自治会等の既存組織との連携、調整を図り、これらの効果的、効率的活動や活性化に資することもに地区一体となって取り組むべく地域社会の維持、改善向上に資することを目的とする。

所在地 山口5-15-9南林 和方
代表者 杉村房彦

市民の皆さんは、市民計画（地区の街づくりに関する計画）の策定や市民計画に基づき街づくりの実現を目的とする協議会を結成することが

高校・大学 入学準備金貸付制度のごあんない

市では、平成18年4月に高等学校・高等専門学校・大学等に入学される学生の保護者で、入学に要する費用の支出が困難な方に対し、入学に伴う準備金の貸し付けを行っています。希望される方は、試験の可否にかかわらず、あらかじめ申請をしてください。



なお、借り入れには保証人が必要です。

保護者・保証人 次の要件をすべて満たしていること

- ◆保護者の要件
①市内に2年以上引き続き居住している方
②市税の滞納がない方、または非課税対象者で返還能力のある方
◆保証人の要件
①市内に2年以上引き続き居住している方
②市税の滞納がない方で、独立の生計を営む20歳以上の方
◎借り受け人は、他の借り受け人の保証人にはなりません。

- 【貸付限度額】
●高等学校・高等専門学校（国・公立）……………10万円以内
●高等学校・高等専門学校（私立）……………30万円以内
●大学等……………40万円以内
返済期間 6か月据え置き後、3年以内で返済

- 【提出書類】
①入学準備金借入申込書
②卒業（見込み）証明書1通（高等学校入学の場合は不要）
③収入のある家族全員の所得を証明するもの（平成16年分給与所得の源泉徴収票、平成16年分所得税確定申告書の控え、平成17年度住民税課税証明書等）
④承諾書（教育委員会が申請者および保証人の市税納付状況等を閲覧することに対する承諾書）
⑤入学準備金連絡票

◎12月1日（休）から、提出書類の①入学準備金借入申込書④承諾書⑤入学準備金連絡票を、市役所6階・教育総務課で配布します。また、市ホームページ（アドレスは表紙参照）からも入手できます。

申込期限 平成18年1月31日（火）
留意事項 基金に限りがありますので、希望者が多数の場合は、収入の多いご家庭にはご遠慮願うことがあります。

申請先・問い合わせ 市役所6階・教育総務課 ☎2998-9232 FAX2998-9128

できません。また、市に結成届を提出して、街づくりアドバイザー派遣制度の適用を受けることができます。
問い合わせ 都市計画課 ☎2999-89192 FAX2998-9193

指定給水装置工事業者を指定しました

次の事業者を所沢市指定給水装置工事業者に指定しました。

- (有)小菅設備工業（東村山市久米川町5-20-29/ ☎042-391-4200）
●不破設備工業（入間市仏子1202-4/ ☎29932-0731）
●永和建設（南永井1012-2/ ☎2944-1055）
●横田設備工業（練馬区南大泉3-7-24/ ☎03-3921-6990）

- コウコウ設備（和ヶ原2-203-8/ ☎2947-0615）
●(有)フライン（入間市上藤沢3998-42/ ☎2964-6649）

問い合わせ 水道部給水課 ☎2999-0909

下水道排水設備指定工事を指定しました

次の工事を10月1日付けで、所沢市下水道排水設備指定工事に指定しました。

- コウコウ設備（和ヶ原2-203-8/ ☎2947-0615）
●(有)フライン（入間市上藤沢3998-42/ ☎2964-6649）

「駅ボランティア」が活動中です

現在、市内の西武線各駅（西武球場前駅、遊園地西駅を除く）では、「駅ボランティア」216人が活動しています。

これは、高齢者や身体に障害のある方、妊娠している方や乳幼児を連れている方などが駅を利用する際、電車・バスの乗降や切符の購入、通路・階段の移動でお困りのときにサポートを行うボランティアです。また、街中でも困っている方を見かけたら、率先して活動します。

活動にあたっては駅ボランティア証を携帯し、「駅ボランティアの〇〇ですが、お手伝いしましょうか」と声をおかけします。
問い合わせ 交通安全課 ☎2999-89140 FAX2998-9192

公的個人認証サービスのごあんない

市では、ICカード（住基カード）を利用した公的個人認証サービスを行っています。このサービスの電子証明書を利用することで、行政機関への手続き等がインターネットを通じて可能となります。

◎詳細は、市ホームページ（アドレスは表紙参照）をご覧ください。
問い合わせ 市民課 ☎29998-90087 FAX2998-90061

難病見舞金のお知らせ

市では、難病で療養中の方に対して、1年度ごとに1回2万円5千円の見舞金を、申請に基づいて支給しています。

平成17年度地価調査図書のご案内を行っています

平成17年度埼玉県地価調査「価格一覧」と「あらまし」および基準地案内図の閲覧を行っています。

閲覧場所 市役所2階・開発指導課、同1階・市政情報センター、各出張所
問い合わせ 開発指導課 ☎29998-99379 FAX2998-9192

対象 「指定（特定）疾患医療受給者証」の交付を受けている市内在住の方（所沢市重度心身障害福祉手当の受給者を除く）

持ち物 ▼「指定（特定）疾患医療受給者証」▼印鑑▼振込先金融機関（郵便局を除く）の本支店名・口座番号がわかるもの（18歳以上の方は、本人の口座）

申請期限 平成18年3月31日（金）まで
◎申請は毎年度必要です。
申し込み・問い合わせ 障害福祉課 ☎2998-9116 FAX2998-1147